

令和6年度事業計画

1 実施事業

① 第一種社会福祉事業

- ア 障害児入所施設 うみねこ学園
- イ 障害者支援施設 いちい寮
- ウ 養護老人ホーム 長生園
- エ 児童養護施設 浩々学園
- オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

- ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
- イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
- ウ 老人デイサービス事業（長生園）
- エ 指定特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- オ 指定障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

- ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
- イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課）
- ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
- エ 日中一時支援事業（いちい寮）

2 理念

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団は、誰もが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会を実現するために、地域福祉の推進に貢献することとし、次のとおり法人の理念を掲げます

- 1 私たちは、多様な福祉サービスを提供しながらセーフティネットの一翼を担い、地域福祉の推進に貢献します
- 1 私たちは、利用者一人ひとりの人権・人格・個性を尊重し、福祉サービスを通じて、自分らしく生きることを支援します
- 1 私たちは、常に利用者のニーズに応える新たな福祉サービスを創造し、これを発信して地域の福祉力の向上に貢献します
- 1 私たちは、高い専門性と豊かな人間性を備え、利用者のニーズに敏感で、それに応える具体的な福祉サービスを提供できる職員を育成します
- 1 私たちは、法令を遵守し、透明性が高く健全で効率的な、信頼される法人運営に努めます

3 法人運営

(1) 理事会

事業団の業務執行について審議決定するため、理事会を随時開催する。

(2) 監事による監査会

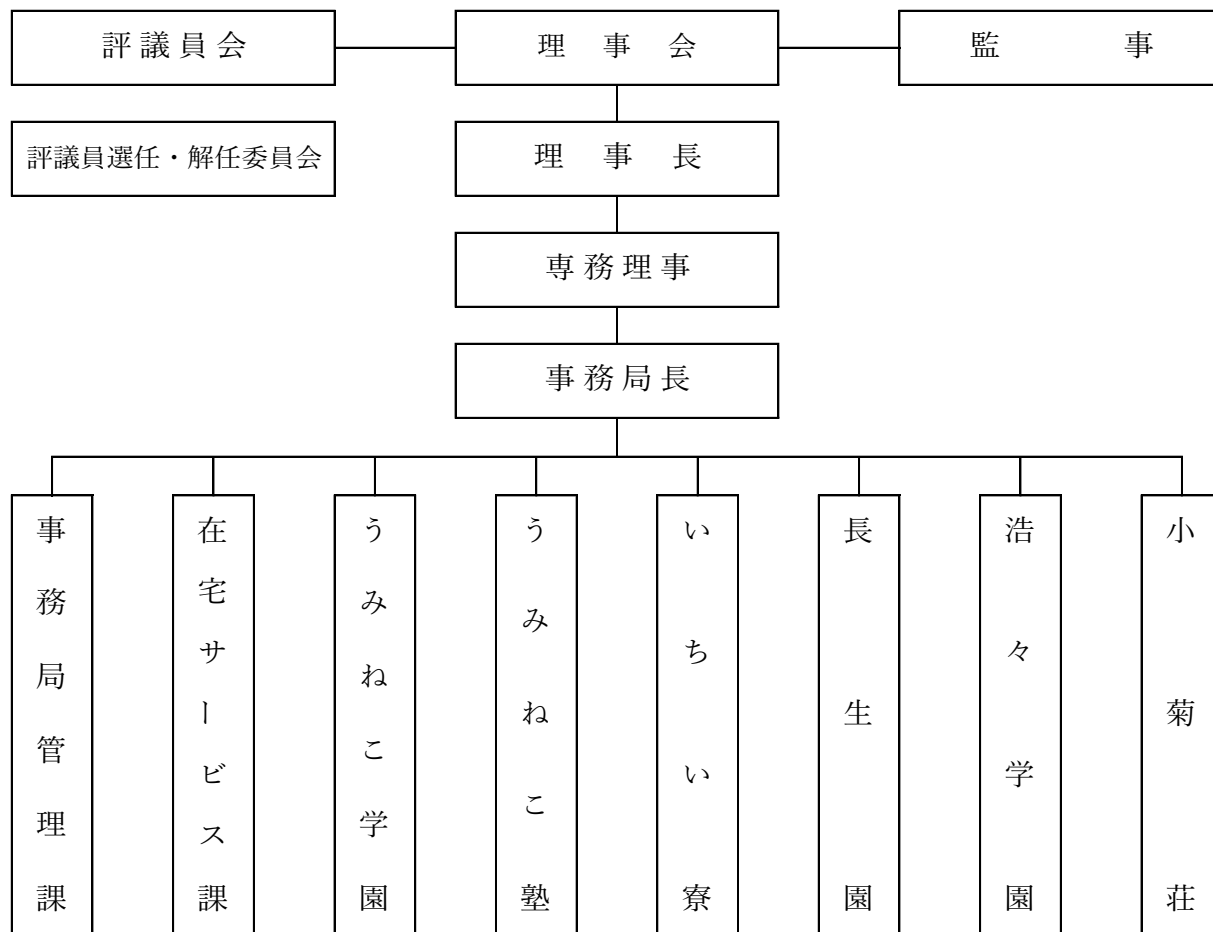
理事の職務執行状況及び会計事務を監査する。

(3) 評議員会

法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任又は解任、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認等をするため、定時評議員会のほか必要に応じて開催する。

4 組織

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 組織図



事務局管理課

〔所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号

【6年度重点目標・新規取組事項】

- 地域住民を対象に、介護・福祉サービス等に関する学習会等を開催し、高齢者や障害者・障害児の安心安全な暮らしにつながる情報提供及び地域の福祉力向上に向けた取組を推進する。
- 職員交換研修について、他分野・多職種連携の推進に重点を置いた内容に見直し、法人内の協力体制の強化を図る。
- 職員の能力を最大限引き出すため、チェックシートを活用したOJTの範囲を全職員に広げ、人材育成を図る。

1 業務

事務局管理課は、法人本部としての機能を担うとともに、職員の人事・給与等の事務の他、関係機関・団体及び各施設間の連絡調整を行い、法人の円滑な事業運営に努める。主な業務は、以下のとおりである。

- ① 事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ② 理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること
- ③ 施設長会議の開催及び運営に関すること
 - ・毎月、施設長会議を開催し、収支状況及び重点目標等の実施状況の確認
 - ・施設（課）間の連携推進のための情報交換
- ④ 職員の研修及び福利厚生に関すること
 - ・キャリアアップの仕組み及び研修体系の整備
 - ・職員育成のための研修会実施
 - ・福利厚生の充実を図るための企画運営
- ⑤ その他事業団の庶務に関すること

2 研修

月	内 容
4	新採用職員研修
6・11	指導職中級職員(主任)研修
7・12	指導職上級職員(総括主任)研修
10	虐待防止研修
10～12	職員交換研修
1	実践研修報告会
随時	事務員勉強会

在宅サービス課〔居宅介護等事業〕

〔所管課〕	在宅サービス課
〔所在地〕	八戸市根城八丁目8番155号
〔事業開始年月日〕	平成10年4月1日
〔実施事業〕	指定訪問介護等事業（平成12年4月1日） 介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年10月1日）

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【6年度の重点目標・新規取組事項】

- 令和6年4月の介護保険及び障害福祉サービスの制度改正に適切に対応し、変更となる内容を習熟すると共に、利用者に十分な説明ができるよう、情報共有を行う。
- 訪問介護事業は、全ての職員が、利用者の生活環境や心身の状態に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、内外部の研修参加及びケース会議の回数を増やし、知識や技術を習得して、サービスの均質化に努める。
- 訪問入浴介護事業は、職員が同じレベルでサービスを提供できるよう、研修に取り組むとともに検討会議の回数を増やし、意見や提案など話し合える環境作りに努め、チーム力の向上を目指す。
- 居宅介護支援事業は、ヤングケアラーや難病、生活困窮等の様々なケースに対応できるよう、多くの研修に参加し、ケアマネジメントの質の向上を目指す。

2 サービス内容

- (1) 身体介護
食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等
- (2) 生活援助
調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等
- (3) 生活等に関する相談、助言等
- (4) その他
市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 新型コロナウイルス、食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。
- (3) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、ケアマネージャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施する。

7 研修計画

○内部研修

月	研修内容
4	倫理及び法令遵守について
5	食中毒の発生防止について / 熱中症について
6	事業継続計画（BCP）について
7	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
8	緊急時の対応・救急処置について / 事業継続計画（BCP）机上訓練について
9	認知症及び認知症ケアについて / 虐待防止及び身体拘束適正化について
10	プライバシー保護について
11	感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス）について
12	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
1	人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化について
2	接遇とコミュニケーションについて / ハラスメントについて
3	腰痛予防について / 同行援護について
随時	外部研修参加者による報告会

○外部研修

月	研修内容	場所	人数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸市	1
	社福協オンラインセミナー	オンライン	1
8	社福協オンラインセミナー	オンライン	1
	安全運転管理者講習会	八戸市	1
9	法人運営セミナー	八戸市	1
	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修	青森市	1
10	訪問介護員中級者研修	青森市	1
	スキルアップセミナー	青森市	1
11	訪問介護員上級者研修	青森市	1
	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修	青森市	1
	介護サービス事業者集団指導	八戸市	1

12	サービス提供責任者研修	オンライン	1
	ハラスメント対策セミナー	青森市	1
2	サービス提供責任者研修	オンライン	2
合 計			15

8 業務体制

合計	課 長	管理者兼 サービス 提供責任者	サービス 提供責任者	訪問介護員		事務員
				正職員	臨時職員	
13	(1)	1	2	[1]	7	[1]

※ () は嘱託、[] は兼務

在宅サービス課〔訪問入浴介護事業〕

〔所管課〕	在宅サービス課
〔所在地〕	八戸市根城八丁目8番155号
〔事業開始年月日〕	平成10年4月1日
〔実施事業〕	指定訪問入浴介護事業（平成12年4月1日） 介護予防訪問入浴介護事業（平成19年4月1日）

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行う。

(3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、ケアマネージャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	入浴介護の基本と倫理及び法令等について
5	接遇について
6	事業継続計画（BCP）について
7	在宅ケアと感染予防について
8	認知症及び認知症ケアについて / 虐待防止・身体拘束適正化について
9	個人情報とプライバシー保護について
10	高齢者のスキンケア・褥瘡予防について
11	感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ）について
12	入浴時のリスクについて / ヒヤリハット検討による事故防止について
1	緊急時の対応・救急処置について / 業務継続計画（BCP）机上訓練について
2	人権擁護・虐待防止・身体拘束適正化について
3	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸市	1
	デベロオンラインセミナー	オンライン	3
8	副安全運転管理者講習会	八戸市	1
9	デベロオンラインセミナー	オンライン	3
10	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修	青森市	1
11	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修	青森市	1
合 計			10

7 業務体制

合 計	課 長	管理者兼 サービス 提供責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	(1)	1	[1]	6	[1]

※（ ）は嘱託、〔 〕は兼務

在宅サービス課〔居宅介護支援事業〕

〔所管課〕	在宅サービス課
〔所在地〕	八戸市根城八丁目8番155号
〔事業開始年月日〕	平成12年4月1日
〔実施事業〕	指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供
- (7) ICT機器を導入した職員間の情報共有

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないように、衛生管理に努める。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にして同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用する。
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

担当が事実関係を調査の上、管理者等と対応策を協議し、解決に努める。また対応結果を利用者や関係機関へ速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
5	認知症及び認知症ケアについて
7	事業継続計画（BCP）について
8	倫理及び法令遵守について
9	プライバシー保護について
10	事業継続計画（BCP）机上訓練について
11	虐待防止・身体拘束適正化について
随時	外部研修の報告

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5～6	主任介護支援専門員更新研修	青森市	1
1	認定調査従事者現任研修会	八戸市	4
2	介護予防支援従事者研修会	青森市	4
年3回	包括的支援事業研修会	八戸市	4
年3回	八戸地域介護支援専門員協議会研修会	オンライン	4
年4回以上	青森県介護支援専門員協議会研修会	オンライン	4
随時	その他病院、民間団体が開催する研修	八戸市	4
		合 計	25

○地域ケア会議及び合同事例検討会

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5	居宅介護支援事業所合同事例検討会	オンライン	2
11	居宅介護支援事業所合同事例検討会	オンライン	2
年1回以上	高齢者支援センター地域ケア会議	八戸市	4
		合 計	8

7 業務体制

合 計	課 長	管理者兼 介護支援専門員	介護支援専門員
5	(1)	1	3

※（ ）は嘱託

在宅サービス課〔障害福祉サービス事業〕

〔所管課〕	在宅サービス課
〔所在地〕	八戸市根城八丁目8番155号
〔事業開始年月日〕	平成15年4月1日
〔実施事業〕	障害福祉サービス事業〔居宅介護（平成15年4月1日）〕 〔同行援護（平成24年4月1日）〕

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。

(3) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、相談支援専門員等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	倫理及び法令遵守について
5	食中毒の発生防止について / 熱中症について
6	事業継続計画 (BCP) について
7	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
8	緊急時の対応・救急処置について / 事業継続計画 (BCP) 机上訓練について
9	認知症及び認知症ケアについて / 虐待防止及び身体拘束適正化について
10	プライバシー保護について
11	感染症 (新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス) について
12	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
1	人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化について
2	接遇とコミュニケーションについて / ハラスメントについて
3	同行援護について / 腰痛予防について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸市	1
10	社福協オンラインセミナー	オンライン	1
1	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森市	1
2	障害福祉サービス従業者等集団指導	八戸市	1
3	障害者虐待防止権利擁護研修	青森市	1
合 計			5

7 業務体制

合計	課 長	管理者兼 サービス 提供責任者	サービス 提供責任者	訪問介護員		事務員
				正職員	臨時職員	
13	(1)	1	2	[1]	7	[1]

※ () は嘱託、[] は兼務

在宅サービス課〔訪問入浴サービス事業（八戸市地域生活支援事業）〕

〔所管課〕	在宅サービス課
〔所在地〕	八戸市根城八丁目 8 番 155 号
〔事業開始年月日〕	平成 12 年 4 月 1 日
〔実施事業〕	訪問入浴サービス事業（平成 19 年 4 月 1 日）

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者（児）に対し、訪問入浴介助サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。

(2) 感染症予防のマニュアルに基づき、衛生管理を行う。

(3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、相談支援専門員等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	入浴介護の基本と倫理及び法令等について
5	接遇について
6	事業継続計画 (BCP) について
7	在宅ケアと感染予防について
8	認知症及び認知症ケアについて / 虐待防止・身体拘束適正化について
9	個人情報とプライバシー保護について
10	高齢者のスキンケア・褥瘡予防について
11	感染症 (新型コロナウイルス・インフルエンザ) について
12	入浴時のリスクについて / ヒヤリハット検討による事故防止について
1	緊急時の対応・救急処置について / 事業継続計画 (BCP) 机上訓練について
2	人権擁護・虐待防止・身体拘束適正化について
3	苦情発生予防・再発防止・事例検討会について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸市	1
12	デベロオンラインセミナー	オンライン	2
2	デベロオンラインセミナー	オンライン	2
合 計			5

7 業務体制

合 計	課 長	管理者兼 サービス 提供責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	(1)	1	[1]	6	[1]

※ () は嘱託、[] は兼務

うみねこ学園

〔施設の種類〕	障害児入所施設
〔入所定員〕	40人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50
〔建設年月日〕	昭和41年3月31日（平成20年3月31日まで八戸市直営） 令和2年3月31日（移転新築）
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日（八戸市からの施設譲与による）
〔施設の概要〕	敷地 8013.47㎡ 建物 木造平家建 延床面積 1.694.05㎡ 附属建物 消火ポンプ室ほか21.25㎡

1 事業運営の基本方針

- (1) 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思及び人格をより尊重するとともに、障害の特性等を踏まえた療育や心理的ケアを行うことによって、きめ細やかな支援を提供する。
- (2) 自立生活訓練室を活用した自立生活体験をすることによって、特別支援学校卒業後に安定した職業生活を送ることができるような支援を提供する。
- (3) 八戸第二養護学校・八戸高等支援学校及び鮫地区との結びつきを重視した施設運営を行い、共生社会の実現に向けて地域住民との交流を深める。

【6年度の重点目標・新規取組事項】

- 児童が、性について正しく理解し、適切な行動がとれるよう学習の場を設けるとともに、職員が、児童の特性及び発達段階に応じた指導方法等を習得するため、外部講師による研修会を開催する。
- 児童の卒業後を見据え、希望する地域生活への移行に必要な情報を、適宜、児童・保護者に提供できるよう、職員間における情報共有及びサービス利用に関する知識の共有を図る。
- 児童一人ひとりの特性に合わせたより適切かつ健全な支援を行うため、ケース検討会議や虐待防止研修を定期的で開催し、支援の質の向上を図る。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

- ① ユニットごとに少人数で会話を楽しみながら食事をすることによって、利用者の情緒の安定を図り、利用者に対し安心な食事環境を提供する。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努める。
- ③ バランスのとれた栄養を確保するとともに、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を把握し、献立内容の充実を図る。
- ④ 行事、季節に応じて献立を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努める。
- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、利用者一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努める。

(2) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援する。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、利用者の情緒安定を図る。
- ③ 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、八戸第二養護学校及び八戸高等支援学校、鮫小学校及び鮫中学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、各学校の教育目標と整合性のある支援を行う。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、利用者の適性、能力等に応じた職業選択を行い、地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び必要な情報提供を行う。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時、支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施する。
- ⑥ 自立生活訓練室を特別支援学校の生徒等が職場実習中に利用することによって、自立生活を事前に体験し、安心安全な職業生活ができるよう助言・指導する。
- ⑦ 施設退所者が引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに、職場及び家庭訪問を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど、適切なアフターケアを行う。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施するほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (2) 利用者に疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努める。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する職員研修を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美 (NPO 法人はちのへ未来ネット代表理事)

松 井 敬 子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長)

福 士 政 子 (八戸市南浜地区民生委員児童委員協議会主任児童委員)

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに防災訓練を実施し、地区消防団等とも連携を図り、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、地域住民とも連携を図りながら安全確保に努める。
- (3) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに、施設独自の不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

施設の行事を通じて、中学校、高等学校、大学等に広く働きかけるなど、ボランティアを積極的に受け入れる。

(2) 実習生の受入れ

積極的に実習生を受け入れ、専門職養成の一端を担う施設として地域に貢献する。

(3) 地域との交流・連携等

施設の行事に地域住民を招待するとともに、地域イベント等の活動に積極的に参加し、施設を理解して頂くとともに、地域に根ざした施設づくりに努める。

(4) 地域における公益的な取組

- ① 八戸市が指定した災害弱者が避難する福祉避難所の機能を地域住民に周知し、地域とともに防災対策に努める。
- ② 障害児への接し方等に悩む家族に対応するための相談窓口を設置するとともに、広報誌等を通じて、療育に関する情報提供を行う。

8 年間行事計画

○毎月行うもの 職員会議・業務会議・給食会議・子ども会議・避難訓練・誕生会・体重測定等

月	行事内容	場所
4	保護者個別面談	園内
	蕪島まつり	市内
5	内科検診	園内
6	高校3年生保護者説明会	園内
7	さめ浜まつり	市内
8	保護者個別面談	園内
9	歯科検診	園内
10	さめ味覚まつり	市内
11	内科検診	園内
12	クリスマス会	園内
1	初詣	市内
2	歯科検診	園内
	卒業・進級を祝う会	市内

3	ひなまつり	園内
---	-------	----

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任者研修 / 虐待防止に関する研修
5	事業継続計画（BCP）に関する研修
5～7	ペアレントトレーニングに関する研修
6	普通救命救急講習会
7	虐待防止に関する研修
	性教育に関する研修
8	権利擁護に関する研修
9	福祉サービスの利用に関する研修
10	感染症対策に関する研修
11	リスクマネジメントに関する研修
	性教育に関する研修
12	事業継続計画（BCP）に関する研修
1	セクシャルハラスメントに関する研修
2	権利擁護に関する研修
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
5	障害児・者福祉施設新任職員研修	青森市	1
	青森県知的障害者福祉協会総会・部会協議会	青森市	1
6	社会福祉法人指導監査対策セミナー	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修初任者コース	青森市	1
7	全国知的障害関係施設長等会議	東京都	1
	甲種防火管理資格取得講習会	八戸市	1
	社会福祉施設援助技術Ⅱ研修	青森市	1
	社会福祉施設職場研修担当者研修	青森市	1
8	栄養・食育マネジメントセミナー	青森市	1
	相談支援従事者初任者研修（講義）	青森市	1
9	相談支援従事者初任者研修（演習）	青森市	1
	社会福祉士実習指導者研修	青森市	1
	社会福祉施設看護職員研修	青森市	1
10	相談支援従事者初任者研修（演習・インターバル実習①）	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修中堅職員コース	青森市	1
	青森県児童福祉施設等職員研修	青森市	1
11	サービス管理責任者等研修（基礎研修）	青森市	1
	相談支援従事者初任者研修（演習・インターバル実習②）	青森市	1

12	苦情解決関係者等研修会	青森市	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	青森市	1
1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修チームリーダーコース	青森市	1
2	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	青森市	1
	障害者虐待防止権利擁護研修会	青森市	1
3	サービス管理責任者等研修（実践研修）	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修管理職員コース	青森市	1
合 計			25

10 業務体制（定員 40 人）

○人員に関する配置基準

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

※厚生労働大臣が定める施設基準（平 24. 厚労告 269. 第 17 号）小規模グループケア

基準合計	施設長	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員	心理指導担当職員
	1	1	16	1	1	1	1

※職業指導員及び心理指導担当職員については、職業指導、心理指導を行う場合に配置

○職員配置

配置合計	施設長	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	指導員補助
	(1)	1	22	1	(1)	1	1	2	(1)	2

※（ ）は嘱託

11 利用者の状況（令和6年2月1日現在）

区分	小学部	中学部	高等部	利用者計
男	3 (3)	9 (4)	14 (2)	26 (9)
女		1 (1)	9 (2)	10 (3)
計	3 (3)	10 (5)	23 (4)	36 (12)

※（ ）は措置入所の数・内数

うみねこ学園短期入所事業

〔実施施設〕	障害児入所施設うみねこ学園
〔利用定員〕	2人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事等といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努める。

(2) 生活支援等

- ① 入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行う。
- ② 利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて、適切に対応する。

4 苦情への対応及び虐待防止

うみねこ学園に準じて、適切に対応する。

5 業務体制

うみねこ学園の業務体制でサービスを提供する。

うみねこ学園指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

〔実施施設〕 障害児入所施設うみねこ学園
〔所在地〕 八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50
〔事業開始年月日〕 平成26年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応及び虐待防止

うみねこ学園に準じて適切に対応する。

4 研修計画

○外部研修

月	研修内容	場所	人数
随時	八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議	八戸市	1
合 計			1

5 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条)

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
2	[1]	[1]

※ [] は兼務

う み ね こ 塾

〔施設の種類〕	放課後等デイサービス
〔入所定員〕	10人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平 20 番地 5
〔建設年月日〕	昭和 41 年 3 月 31 日 平成 5 年 3 月 17 日（増改築）
〔事業開始年月日〕	令和 2 年 4 月 1 日
〔施設の概要〕	敷 地 28,295.42 m ² （うみねこ塾、いちい寮全体） 建 物 鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 427.08 m ²

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【6年度の重点目標・新規取組事項】

- 支援の質を客観的に評価するアセスメントツールを用いて、子どもの適応行動及び心身の健康状況を把握し、サービスの改善及び質の向上を目指す。
- 事業継続計画（BCP）に基づき、災害時や感染症発生時の緊急時対応について研修を行うとともに、保護者への周知・説明を行う。
- 伝えたい相手に必要な情報が届くよう、SNSの導入も含め、目的に合った発信ツール及び内容について検討する。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 利用者一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援する。
- ② 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支援会議及び情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行う。
- ③ 作業活動や運動訓練、調理活動等を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援する。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりに合わせた支援計画を設定し、随時、支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有する。
- ⑤ 八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、事故等が無いよう安全確認に十分注意しながら、迎車サービスを実施する。
- ⑥ 感染症の流行状況に留意しながら、保護者交流の開催について検討する。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症

等の予防、疾病の早期発見に努める。

- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する職員研修を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決第三者委員及び虐待防止第三者委員

松 井 敬 子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

平 間 恵 美 （NPO法人はちのへ未来ネット代表理事）

石 藤 奈保子 （元八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

- (1) 利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。
- (2) 利用者・保護者のニーズや事業所への要望を把握するため、利用者・保護者評価を実施し、サービスに反映させる。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに、施設単独及びいちい寮や八戸第二養護学校との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努める。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導する。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに、施設単独及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。
- (5) 利用者、職員の感染予防対策を実施するとともに、感染症が発生した場合の対応について、マニュアルにのっとり速やかに対応する。
- (6) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう事業継続計画（BCP）に基づき研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域との交流・地域貢献

- (1) 感染症の流行に留意しながら、地域イベント等の活動に積極的に参加するほか、近隣の事業所との交流機会を設け、地域に根ざした施設づくりに努める。
- (2) ソーシャルワーク実習を受け入れ、福祉の人材育成に努める。
- (3) 八戸第二養護学校と連携し、学校に通う子供たちの奉仕活動の場を提供する。

8 年間行事計画

○毎月行うもの 職員会議・ケース会議、保護者面談

月	行事内容	場所
5	火災想定避難訓練	所内
	保護者参観週間	所内
6	火災想定避難訓練（いちい寮との合同）	所内
8	お祭り広場	所内
	ピクニック	八戸公園
	外出訓練	市内
	風水害想定避難訓練（八戸第二養護学校との合同）	所内
10	火災想定避難訓練	所内
	ハロウィンパーティー	所内
11	保護者茶話会	所内
12	不審者対応避難訓練（いちい寮との合同）	所内
	クリスマス会	所内
2	作品展	所内
	節分会	所内
	地震想定避難訓練	所内

9 研修計画

○内部研修

月	研修内容
4	身体拘束に関する研修
5	BCPに関する研修
6	虐待防止・人権擁護に関する研修①
9	虐待防止・人権擁護に関する研修②
10	感染症対策に関する研修
11	強度行動障害に関する研修
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研修内容	場所	人数
5	社会福祉施設職員経理研修	青森市	1
9	相談支援従事者初任者研修	青森市	1
11	障害者虐待防止・権利擁護研修	青森市	1
12	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森市	1
	ペアレントトレーニングセミナー①	オンライン	1
1	サービス管理責任者等実践研修	青森市	1
	ペアレントトレーニングセミナー②	オンライン	1
9	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	青森市	1
3	指定障害者福祉サービス事業者等集団指導	八戸市	1
合 計			9

10 業務体制（定員10人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者兼 児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員
7	[1]	6

※ [] は兼務

11 利用者の状況（令和6年2月1日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
契約者数	21	21	21	21	21	19	20	20	20	20
利用者数	206	178	204	182	175	173	173	191	165	176